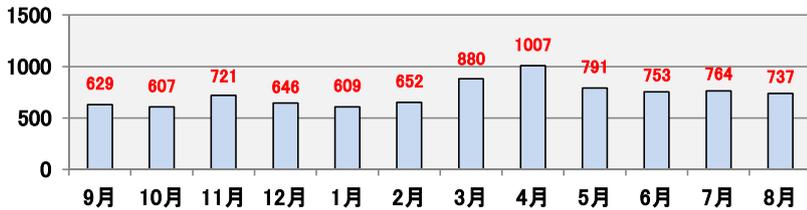


# 落下物に注意！

～ 重大事故につながる懸念～

三陸沿岸道路では、落下物を **月平均733件** (鳴瀬奥松島IC～陸前高田長部IC間集計分) 回収しており、落下物への接触事故も多発しております。

令和2年9月～令和3年8月 年間落下物処理件数 (8,795件)



《落下物の集積状況》



## 落下物は落とした人の責任が問われます

落下物によって第三者に被害を与えた場合は、道路交通法により落とし主に損害賠償の責任や罰則が生じます。

— 道路交通法 第75条の10抜粋 —

自動車の運転者は(一部省略)積載している物を転落させ、若しくは飛散させることを防止するための措置を講じなければならない。

**【罰則】 3ヶ月以下の懲役、若しくは5万円以下の罰金、又は10万円以下の罰金。**

### 《三陸道の落下物一例》

車両部品(サイドバンパー)



スクラップ(建具)



建設資材(仮設トイレ)



車両部品(大型タイヤ)



ビニールシート



建設資材(石膏ボード)



## ～ 荷物の運搬に関わるみなさんへ～

○積荷は出発前に固定し、落下のおそれがないか確認してください。

○幌やシートをかけて積荷の飛散防止をしてください。

《落下しやすい積荷状況の例》



《落下物によるフロントガラスの損傷例》



**積荷の不適当な積み方は、重大事故につながる危険行為です。**